

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿【安定型】 (令和 7 年 11 月度)

対象期間：令和 7 年 11 月 1 日 ~ 令和 7 年 11 月 30 日

1-1_維持管理記録簿(安定型)

1 残余容量(年度末時点)【規十二条の七の二 七ハ、規十二条の七の五 六イ】

測量年月日(ドローンによる測量実施)	令和 7 年 4 月 4 日
残余容量	284,460 m ³

2 展開検査の実施状況【規十二条の七の二 七ニ、規十二条の七の五 六ニ】

実施回数	608 回
安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	11/12 廃プラスチック類にルフィング付着の為持ち帰り 11/14 石綿がセラミックスにボード付着の為持ち帰り 11/15 ガラス陶磁器にボード付着の為持ち帰り 11/18 ガラス陶磁器に木毛板混じりの為持ち帰り 11/27 ガラス陶磁器にボード混じりの為持ち帰り

3 浸透水のBOD又はCOD検査の実施状況と措置(月1回)

【規十二条の七の二 七ホ及びハ、規十二条の七の五 六ホ及びヘ】

採取場所	第1工区(埋立終了) 浸透水集水ビット
採取年月日	令和 7 年 11 月 5 日
検査結果が得られた日	令和 7 年 11 月 27 日
BOD ^{※1}	4.5 mg/l 基準値 20 mg/l以下
異状の有無	有・無
必要な措置を講じた年月日とその内容 ^{※2}	令和 年 月 日
採取場所	第2工区(埋立作業中) 浸透水集水ビット
採取年月日	令和 7 年 11 月 5 日
検査結果が得られた日	令和 7 年 11 月 27 日
BOD ^{※1}	1.0 mg/l 未満 基準値 20 mg/l以下
異状の有無	有・無
必要な措置を講じた年月日とその内容 ^{※2}	令和 年 月 日

*第1工区 埋立容量 267,238m³ 埋立開始 平成8年1月 埋立終了 平成22年3月

*第2工区 埋立容量 474,118m³ 埋立開始 平成22年3月、現在 4層目埋立作業中

※1 BOD, CODいずれかを記載すること。 ※2 異状が認められた場合のみ記入すること。

4 水質検査の実施状況と措置(年1回)【規十二条の七の二 七ホ及びハ、規十二条の七の五 六ホ及びヘ】

熊本市産業廃棄物処理指導要綱 平成7年12月版第17条別表第3水質検査の項目回数及び方法(年2回、5.11月実施)

採取場所	地下水		浸透水	
	No1(上流)	No3(下流)	1工区(旧処理場)	2工区(新処理場)
採取年月日				
検査結果が得られた日				
検査項目	7項目	7項目	9項目	9項目
検査結果	基準値以下	基準値以下	基準値以下	基準値以下
異状の有無	無	無	無	無
必要な措置を講じた年月日とその内容 ^{※2}				

5 施設の点検(定期的)【規十二条の七の二 七ロ、規十二条の七の五 六ロ】 月1回巡回点検

点検年月日	土えん堤、集排水施設、沈砂池、調整池 フェンス、看板等		
	土えん堤	集排水、沈砂池、調整池	フェンス、看板、その他
令和 7 年 11 月 14 日	令和 7 年 11 月 14 日	令和 7 年 11 月 14 日	令和 7 年 11 月 14 日
異状の有無	有・無	有・無	有・無
必要な措置を講じた年月日とその内容 ^{※2}	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

特記事項

- ① 埋立区域 新処理場(2工区) 4層目
- ② 稼働日数 24日/月
- ③ 11月5日 浸透水2カ所 月例検査 三計テクノス実施 分析結果 記載の通り
- ④ 11月28日 浸透水2カ所 地下水 3検体 年次検査2回目 三計テクノス実施 全ての地点で基準値以下でした
- ⑤ 11月6日 騒音測定 自主測定の実施 結果異常なし

(別紙) 【法第十五条の二の三、法第十五条の二の四】

作成日：令和 8年 1月 27日

水 質 検 査 結 果 【 安 定 型 】 No 1

熊本市産業廃棄物施設指導要綱に基づく 令和7年度 2回目 採水 令和 7年 11月 28日

1-2_水質検査結果(安定型)

水質の区分		浸透水			
		基準値 (1%あたり)	第1工区(旧処理場) 令和 年 月 日 採水	第2工区(新処理場) 令和 年 月 日 採水	
1	アルキル水銀	検出されないこと			
2	総水銀	0.0005 mg以下			
3	カドミウム	0.01 mg以下			
4	鉛	0.01 mg以下			
5	六価クロム	0.05 mg以下			
6	砒素	0.01 mg以下			
7	全シアン	1 mg以下			
8	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg以下			
9	トリクロロエチレン	0.03 mg以下			
10	テトラクロロエチレン	0.01 mg以下			
11	ジクロロメタン	0.02 mg以下			
12	四塩化炭素	0.002 mg以下			
13	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg以下			
14	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg以下			
15	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg以下			
16	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg以下			
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg以下			
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg以下			
19	チウラム	0.006 mg以下			
20	シマジン	0.003 mg以下			
21	チオベンカルブ	0.02 mg以下			
22	ベンゼン	0.01 mg以下			
23	セレン	0.01 mg以下			

別紙 熊本市産業廃棄物施設指導要綱 第17条 別表第3

令和7年 2回目実施 結果

No2

		基準値 (1%あたり)	第1工区(旧処理場) 令和7年11月28日 採水	第2工区(新処理場) 令和7年11月28日 採水
24	フェノール類含有量	5 mg以下		
25	有機磷化合物	1 mg以下		
26	水素イオン濃度(PH)	5.8~8.6	7.7	8.2
27	生物学的酸素要求量(BOD)	20 mg以下	3.7	1.0 未満
28	化学的酸素要求量(COD)	40 mg以下	9.1	13
29	ノルマルヘキサン抽出物含有量(鉱油類)	5 mg以下	0.5 未満	0.5 未満
30	ノルマルヘキサン抽出物含有量(動植物油脂類)	30 mg以下	0.5 未満	0.5 未満
31	溶解性鉄含有量	10 mg以下	0.1	0.08
32	溶解性マンガン含有量	10 mg以下	0.72	0.13
33	塩化物イオン	200 mg以下	52	91
34	浮遊物質質量(SS)	60 mg以下	2.4	2.0 未満

* 検査対象項目 24~33は、熊本市産業廃棄物処理施設指導要領(平成7年12月)に基づき実施しています。

* 33 基準値は無し

熊本市産業廃棄物施設指導要綱に基づく 令和7年度 2回目 採水 令和 7年11月28日

1-2_水質検査結果 (安定型)

水質の区分		基準値 (1㍓あたり)	地下水	
			No 1 (上流)	No 3 (下流)
			令和 年 月 日 採水	令和 年 月 日 採水
1	アルキル水銀	検出されないこと		
2	総水銀	0.0005 mg以下		
3	カドミウム	0.01 mg以下		
4	鉛	0.01 mg以下		
5	六価クロム	0.05 mg以下		
6	砒素	0.01 mg以下		
7	全シアン	検出されないこと		
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと		
9	トリクロロエチレン	0.03 mg以下		
10	テトラクロロエチレン	0.01 mg以下		
11	ジクロロメタン	0.02 mg以下		
12	四塩化炭素	0.002 mg以下		
13	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg以下		
14	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg以下		
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg以下		
16	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg以下		
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg以下		
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg以下		
19	チウラム	0.006 mg以下		
20	シマジン	0.003 mg以下		
21	チオベンカルブ	0.02 mg以下		
22	ベンゼン	0.01 mg以下		
23	セレン	0.01 mg以下		

別紙 熊本市産業廃棄物施設指導要綱 第17条 別表第3 令和6年 2回目実施 結果

		基準値 (1㍓あたり)	No 1 (上流)	No 3 (下流)
			令和7年11月28日 採水	令和7年11月28日 採水
24	フェノール類含有量	5 mg以下		
25	有機磷化合物	1 mg以下		
26	水素イオン濃度 (PH)	5.8～8.6	6.7	8.2
27	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg以下	5.5	6.4
28	ノルマルヘキサン抽出物含有量 (鉱油類)	5 mg以下	0.5 未満	0.5 未満
29	ノルマルヘキサン抽出物含有量 (動植物油脂類)	30 mg以下	0.5 未満	0.5 未満
30	溶解性鉄含有量	10 mg以下	0.03 未満	0.03 未満
31	溶解性マンガン含有量	10 mg以下	0.005 未満	0.005 未満
32	塩化物イオン	200 mg以下	16	20

- * 検査対象項目 24～32は、熊本市産業廃棄物処理施設指導要領 (平成7年12月) に基づき実施しています。
- * 24～31基準値は、廃棄物法 廃棄物埋立地の維持管理に関する水質規制 放流水の基準値を適用します。
- * 32 水道法の基準値適用しています。
- * 上記基準値は、熊本市指導要綱に数値の記載が無いため熊本市廃棄物指導課に確認したものです。H23.8/22 確認